静岡県障害者就労応援団制度の申請について

1　申請概要

静岡県では、障害のある人の雇用に実績のある企業等に「静岡県障害者就労応援団」として、登録していただき、障害のある人の雇用推進に御協力いただいております。登録企業は、シンボルマークを広告やパッケージに表示できるほか、静岡県の入札参加資格を有する場合は、入札等の優遇が受けられます。

登録を希望される事業所は、要件を御確認の上、下記により申請してください。

2　障害者就労応援団の要件（概要）

申請に当たっては、次の要件を満たす必要があります。

(1) 障害のある人を雇用する義務のある企業
→過去３年間、法定雇用率を達成するために必要な障害のある人の数以上、障害のある人を雇用していること。
(2) 障害のある人を雇用する義務のない企業
→過去３年間、１人以上障害のある人を雇用していること。



3　申請の方法

「ふじのくに電子申請サービス」の「静岡県障害者就労応援団各種手続申請」から、登録の申請をお願いします。

申請書類は、PDF 形式を提出してください。

申請は随時可能です。

※やむを得ない理由により、電子申請サービスの利用が困難な場合は、裏面記載の問合せ先まで御連絡ください。

4　申請に必要な書類

(1) 障害者就労応援団登録申込書（様式１）
(2) 以下のいずれかの確認書類
① 障害のある人を雇用する義務のある企業の場合
→ ハローワークに提出した障害者雇用状況報告書の写し
（直近の６月１日現在の雇用状況がわかるもの）
② 障害のある人を雇用する義務のない企業の場合
→ 身体障害者手帳、療育手帳、又は精神障害者保健福祉手帳の写し（１人分）
※プライバシー保護の観点から、必ず顔写真と障害名をマスキングした上で御提出ください。

5　審査結果について

審査後、静岡県障害者就労応援団登録証を送付します。静岡県の入札参加資格を有する場合は、障害者雇用企業登録審査結果通知書もあわせて送付します。

６　登録後の変更・抹消

企業名、事業内容、所在地、応援内容に変更があった場合は、変更届（様式２）を提出してください。

登録要件を満たさなくなった場合、又は登録を辞退しようとする場合は、抹消届（様式３）を提出するとともに、登録証を返納してください。

いずれの場合も、「ふじのくに電子申請サービス」の「静岡県障害者就労応援団各種手続申請」から、申請を行ってください。

【電子申請の流れ】

①申請書類の作成

⇩

② 電　子　申　請

⇩

③ 申　請　受　付

⇩

⑤ 登　録　完　了

※１静岡県HPから、必要な申請書類をダウンロードしてください。
申請書類に必要事項を記入し、確認書類と共に、PDF ファイル形式へと変換してください。

インターネット上で「※２ふじのくに電子申請サービス」にアクセスし、トップメニューの「手続き申込」から、「障害者就労応援団」等のキーワードで検索をし、「静岡県障害者就労応援団各種手続申請」を選択して、申請書類を送信してください。

電子申請入力後、申込完了通知メールが自動で送信されます。その後、職員が申請内容を簡易的に審査し、不備がなければ「受理通知メール」を送信します。

審査後、登録が認められた事業者には、「静岡県障害者就労応援団登録証」を送付します。（静岡県の入札参加資格を有する場合は、障害者雇用企業登録審査結果通知書もあわせて送付します。）

※１静岡県HP
https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/shuroshien/shuroshien/1040127/1003246/1026316.html
※２ふじのくに電子申請サービス
https://apply.e-tumo.jp/pref-shizuoka-u/offer/offerList_initDisplay

【お問合せ】

〒420-8601　静岡市葵区追手町９番６号
静岡県経済産業部産業人材課　多様な人材活躍推進班
電話番号：054-221-2338　　メール：sangyo-jinzai@pref.shizuoka.lg.jp